

## 令和2年度第1回秋田市公設地方卸売市場取引委員会会議録

1 日時 令和2年10月19日(月)午後1時30分～2時10分

2 会場 秋田市公設地方卸売市場管理棟4階 会議室

3 出席者 (取引委員)

渋谷	重春	委員
高橋	良治	〃
鈴木	信夫	〃
加藤	研吾	〃
木村	雅宏	〃
上村	清和	〃
堀田	晴男	〃
藤原	聖山	〃
品田	福男	〃
進藤	政弘	〃
関谷	秀樹	〃

(事務局)	秋田中央卸売市場	市場長	高橋	和也
	〃	室長	石黒	一史
	〃	主席主査	山本	郷史
	〃	技師	岸	優花
	あきた市場マネジメント株式会社(指定管理者)			
		専務理事	高橋	範慶
		業務課	黒丸	貴之

### 4 議題

- (1) 委員長および副委員長の互選について
- (2) 会議録署名委員の選出について
- (3) 専門部会の委員および部会長の指名について
- (4) 令和3年秋田市公設地方卸売市場臨時休開場日について

### 5 その他

## 第1回公設地方卸売市場取引委員会会議録

- 事務局(黒丸) ただいまから、秋田市公設地方卸売市場取引委員会を開催する。
- はじめに、定数の確認だが、本日は、委員12名中11名が出席しているので、秋田市公設地方卸売市場業務条例施行規則第74条第1項の規定に基づき、取引委員会が成立していることを報告させていただく。
- ここからの進行は、仮の議長として高橋市場長にお願いする。
- 高橋市場長 それでは議題に入る。
- はじめに、(1)の委員長および副委員長の互選についてだが、慣例に従い、委員長は、前任期期間に副委員長を勤めた卸売業者の委員から、副委員長は、前任期期間に委員長を勤めていなかった卸売業者の委員から選出することとしてよろしいか。
- 委員一同 (了承)
- 高橋市場長 それでは、委員長は高橋委員、副委員長は鈴木委員となるが、よろしいか。
- 高橋委員、鈴木委員 (了承)
- 高橋市場長 以後の案件の進行は、秋田市公設地方卸売市場業務条例施行規則第73条第1項の規定に基づき、高橋委員長にお願いする。
- 高橋委員長 それでは、(2)の会議録署名委員の選出についてだが、私から名簿の順に指名することとしてよろしいか。
- 委員一同 (了承)
- 高橋委員長 今回の署名委員は、渋谷委員にお願いする。

渋谷委員

(了承)

高橋委員長

次に、(3)の専門部会の委員および部会長の指名についてだが、業務条例施行規則第75条第2項および第3項において、委員長が指名することとなっているので、私から指名させていただきます。

青果部専門部会員には、渋谷重春委員、佐藤文信委員、木村雅宏委員、藤原聖山委員、品田福男委員、そして私、高橋良治を指名する。

部会長は、慣例に従い、渋谷重春委員を指名する。

水産物部専門部会員には、鈴木信夫委員、加藤研吾委員、上村清和委員、堀田晴男委員、進藤政弘委員、関谷秀樹委員を指名する。

部会長は、慣例に従い、加藤研吾委員を指名する。

各専門部会員には、取扱品目について専門的事項の調査審議があれば、対応を願う。

次に、(4)の令和3年秋田市公設地方卸売市場臨時休開場日について、事務局から説明願う。

事務局

(高橋市場長、山本)

(事前配布資料「令和3年秋田市公設地方卸売市場休開場カレンダー(青果部・水産物部)(案)」により説明)

高橋委員長

ただいまの説明について、意見等あるか。

渋谷委員

青果部と水産物部で休場日が異なる日がある。小売店や市民市場から、休場日を一緒にして欲しいと要望があった。そこで、青果部の卸売業者として、二つの提案をしたい。

一つめは、(案)の中で、青果部のみが臨時休場日としている1月6日・3月31日と、水産物部のみが臨時開場日としている12月26日を開場日として、水産物部の開場日257日と青果部も同様としようとする提案である。

二つめは、月の締日に当たる6月30日についてである。臨

時休場日となっているが、銀行は通常どおり営業しているの  
で、送金手続のために、各事業者の経理・総務担当は出勤しな  
なくてはならない。そのため、この日を開場日として、青果部の  
開場日を258日にしようとする提案である。

高橋委員長           一つめの提案について、青果部としては休場日が減ってしま  
うが、取引先の要望を尊重して、青果部と水産物部の開場日を  
同様としたいとのことだが、どうか。

委員一同           (了承)

高橋委員長           それでは、一つめの提案については異議なしとする。  
次に、6月30日(水)を開場日にとの、二つめの提案につ  
いては、どうか。

上村委員           月末は開場日としたほうがいい。

高橋委員長           資料によると、東京都と仙台市は休場日である。

鈴木副委員長       当市場だけが開場日としても、物流の問題で入荷が少ないと  
思うがどうか。

堀田委員           それは卸売業者の努力によることとなり、その力が試される  
こととなる。  
ただ、その日は休場日でもいい。

木村委員           青果卸売協同組合(仲卸業者の組合)の意見を代表して話す  
と、渋谷委員の一つめの提案の、水産物部の開場日に合わせて  
青果部も開場するとの話であるが、他市場が休場日だと、荷物  
が搬入されないので、組合としては休場日がいいと考える。  
また、二つめの提案についてだが、事前に青果部の仲卸業者  
から意見を聞いたところ、1事業者は、開場日にしてほしいと  
のことだったが、残りの5事業者は、月の締日の件について  
は、関係がなく、休場日でもいいとのことだった。

渋谷委員           卸売業者としては、他市場が休場日であっても、集荷に努め

ていきたい。

二つめの提案については、コロナ禍の中での各事業者の売上に配慮し、提案したものである。月の締日ということもあり、各事業者で内部処理があることにも考慮したものであり、無理に全事業者が開店しなくてはいけないということではない。

令和3年の休開場日は、青果部が水産物部の開場日である257日に合わせるということでもいいと思うが、来年の取引委員会では、月の締日の水曜日が休場日の場合どうするのかを議題の中で考えていただきたい。

高橋委員長            それでは、令和3年6月30日については、（案）のとおり休場日としてよろしいか。

委員一同                （了承）

上村委員                8月9日はお盆の時期であり、需要があるので臨時開場日としてほしい。

堀田委員                例年、そんなに需要はないので、働き方改革という意味でも、休場日としたい。

上村委員                しかし、開場日にすれば、売上はある。

進藤委員                小売店としては、この時期に休むことはない。市民市場も、お盆の時期であっても営業するので、卸売市場も開場日としてほしい。

関谷委員                弊社でも、この日は休まず営業している。

藤原委員                私たち小売店は、一般消費者に向けての販売であり、お盆に向け需要があるので開店している。

堀田委員                青果部の意見はどうなのか。

渋谷委員                青果部としては、先ほど話合ったとおり、水産物部の開場日数に歩み寄った。

お盆前の8月9日の開場については、令和3年は休場とし、来年の取引委員会で考えることとしてはどうか。

高橋委員長            それでは、8月9日については、（案）のとおり、青果部・水産物部共通の休場日としてよろしいか。

委員一同                （了承）

高橋委員長            ほかになければ、令和3年の臨時休開場日についての取引委員会としての意見は、1月6日、3月31日および12月26日を青果部も開場日とし、青果部・水産物部は開場日数を同じとすることとしてよろしいか。

委員一同                （了承）

高橋委員長            それでは、「令和3年秋田市公設地方卸売市場休開場カレンダー（青果部・水産物部）（案）について」は、1月6日、3月31日および12月26日を青果部も開場日とすることとする。

高橋市場長            それでは、1月6日、3月31日および12月26日を青果部も開場日として、青果部・水産物部同一の休開場日とし、令和3年の臨時休開場日の設定の進めを進める。

高橋委員長            では、次に「その他」に入る。  
委員から何かあるか。

委員一同                （なし）

高橋委員長            事務局から、何かあるか。

事務局(岸)            まずは、新型コロナウイルス感染症対策として、市場内でのマスク着用、消毒の徹底をお願いします。次に、せりでのプレート着用と、建物内での原則禁煙についても協力をお願いします。  
なお、本日の会議録については、事務局で作成し、本日、発言のあった委員にその内容を確認していただいた後に、署名委

員に確認・署名していただく流れとなる。

高橋委員長

予定していた内容は、以上となる。  
それでは、議長の任を降ろさせていただく。

事務局(黒丸)

本日の取引委員会を閉会する。